

## 目 次

目的、表示の基本、定義(規約第1条～第3条、施行規則第1条～第2条).....	1
眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示(規約第4条、施行規則第3条～第14条).....	4
業務用カタログの必要表示事項(規約第5条、施行規則第15条～第18条).....	7
店頭等における必要表示事項(規約第6条、施行規則第19条～第20条).....	8
チラシ等における必要表示事項(規約第7条、施行規則第21条～第23条).....	9
二重価格表示等(規約第8条、施行規則第24条～第25条).....	10
特定用語の使用基準(規約第9条、施行規則第26条).....	12
特定事項の表示基準(規約第10条).....	13
不当表示の禁止(規約第11条、施行規則第27条～第29条).....	14
おとり広告に関する表示の禁止(規約第12条、施行規則第30条～第31条).....	17
眼鏡公正取引協議会(規約第13条～第18条、施行規則第32条).....	17
眼鏡類の表示に関する細則.....	22
原産国表示に関する規約・施行規則・細則一部変更新旧対照表.....	24

# 眼鏡公正競争規約

### ■ 眼鏡類の表示に関する公正競争規約

(認定・昭和61年3月31日公取指第28号)  
 (官報告示・昭和61年4月11日公正取引委員会告示第6号)  
 同規約の一部変更  
 (認定・平成13年10月25日公取消第125号)  
 (官報告示・平成13年10月26日公正取引委員会告示第23号)  
 同規約の一部変更  
 (認定・平成19年3月6日公取消第33号)  
 (官報告示・平成19年3月7日公正取引委員会告示第10号)

### ■ 眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則

(承認・昭和61年3月31日公取指第29号)  
 同施行規則の一部変更  
 (承認・平成13年10月25日公取消第126号)  
 同施行規則の一部変更  
 (承認・平成19年3月6日公取消第34号)

### ■ 眼鏡類の表示に関する細則

(昭和61年10月1日施行)  
 同細則の一部変更  
 (届出・平成19年3月7日)

<付> 原産国表示に関する規約・施行規則・細則一部変更新旧対照表

## 眼鏡公正取引協議会

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム(以下「眼鏡類」という。)の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p><b>第2条</b> 前条の目的を達成するため、事業者は、眼鏡類が近視、遠視、乱視、老視等の視力の補正及び目の保護に使用するものであり、人体の機能に影響を及ぼすものであることに配慮し、品質、性能、取引条件等について一般消費者一人一人に正しくかつ十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第3条</b> この規約において「眼鏡」とは、視力の補正及び目の保護のために装着する用具であって、視力補正用レンズを眼鏡用フレームに組み合わせたものをいう。</p> <p>2 この規約の適用対象となる「眼鏡」は、個人の注文により調製した眼鏡を</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>いい、既製眼鏡等には含まない。</p> <p>3 この規約において「製造業者」とは、眼鏡用レンズを製造し、又は輸入して販売する者、眼鏡用フレームを製造し、又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>4 この規約において「卸売業者」とは、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームを製造業者から購入し、販売業者に販売する者をいう。</p> <p>5 この規約において「販売業者」とは、個人の注文により眼鏡を調製し、一般消費者に直接販売する小売販売業者をいう。</p> <p>6 この規約において「事業者」とは、製造業者、卸売業者及び販売業者をいう。</p> <p>7 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する眼鏡類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び店頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード)及び建物又は電車、自動車等に記載されたもの</p>	<p><b>第1条</b> 規約第3条第3項に規定する「これらに準ずる者」とは、製造業者に製造を委託した眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームに自己の商標又は名称を表示して販売する者をいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
を含む。)、ネオン・サイン、アドバ ーソその他これらに類似する物による 広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放 送(有線電気通信設備又は拡声機に よる放送を含む。)、映写、演劇又は 電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による 広告その他の表示(インターネット、 パソコン通信等によるものを含む。) 8 この規約において「業務用カタログ」 とは、販売業者が眼鏡を調製するに際 して必要な情報を記載した業務用の印 刷物をいう。  9 この規約において「チラシ等」とは、 事業者が一般消費者に対して購買意欲 を促すために行う広告その他の表示で あって次に掲げるもの(第1号及び第 2号のうち、店内に表示されるものを 除く。)をいう。 (1) チラシ、パンフレットその他これ らに類似する物による広告 (2) ポスター、看板、垂れ幕その他こ れらに類似する物による広告 (3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放 送その他これらに類似するものによ る広告	<b>第2条</b> 規約第3条第8項に規定する 「業務用カタログ」が、店頭等で一般 消費者向けとしても使用される場合 は、「業務用カタログ」を規約第3条第 9項第1号に規定する「チラシ、パン フレットその他これらに類似する物に よる広告」と同様扱うものとする。

3

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本 体等の表示) <b>第4条</b> 製造業者は、眼鏡用レンズ及び 眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる 事項を眼鏡類の表示に関する公正競争 規約施行規則(以下「施行規則」とい う。)で定めるところにより、明りよう に表示しなければならない。 (1) 眼鏡用レンズ  ア 材質  イ コーティングの種類  ウ カラー等の種類  エ 頂点屈折力(球面屈折力、円柱屈 折力)及びプリズム屈折力 オ 外径	<b>第3条</b> 規約第4条第1項第1号に規定 する眼鏡用レンズの表示は、直接の容 器又は被包に行うものとする。 <b>第4条</b> 規約第4条第1項第1号アに規 定する「材質」については、「ガラスレ ンズ」、「プラスチックレンズ」等と表 示するものとする。 <b>第5条</b> 規約第4条第1項第1号イに規 定する「コーティングの種類」につい ては、「単層膜コート」、「多層膜コート」 等と表示するものとする。 <b>第6条</b> 規約第4条第1項第1号ウに規 定する「カラー等の種類」については、 「ブラウン」、「グレー」、「ブルー」、「ピ ンク」、「調光」等と表示するものとす る。 <b>第7条</b> 規約第4条第1項第1号ア、イ、 ウ及びオに規定する事項の表示は、当 該眼鏡用レンズについて、通常使用し ている品名と業務用カタログを組み合 わせることにより販売業者が容易に判 別できる場合はこれをもって代えるこ とができるものとする。ただし、この 方法による場合は、一般消費者の問 い合わせに対し、速やかに、かつ十分説

4

公正競争規約	公正競争規約施行規則
カ 製造業者の氏名又は名称及び住 所  キ 製造番号又は製造記号 (2) 眼鏡用フレーム  ア 商標又はモデル名(品番)  イ 材質	明できる体制をとるものとする。 <b>第8条</b> 規約第4条第1項第1号カに規 定する「製造業者の氏名又は名称及び住 所」については、次のいずれかの記載を もって代えることができるものとする。 (1) 製造業者の略名及び所在地の都道 府県名又は市名 (2) 商標法によって登録された製造業 者の商標 <b>第9条</b> 規約第4条第1項第2号に規定 する眼鏡用フレームの表示は、本体に 刻印、印刷又はラベルの貼付等により 行うものとする。ただし、技術的な理 由その他合理的な理由により製造業者 がすべての事項をこれらの方法により 表示することが困難であると認められ る場合は、製造業者は卸売業者及び販 売業者に当該事項を記載した業務用カ タログ又はこれに代わる書類を交付す るものとする。 <b>第10条</b> 規約第4条第1項第2号アに規 定する「商標又はモデル名(品番)」に ついては、例えば、「ホヤ C05059」、「ニ コン FB484」、「セルジオオタッキーニ ST127」、「レノマ 25-102」、「アランドロ ン 402 カラー」等と表示するものとす る。 <b>第11条</b> 規約第4条第1項第2号イに規 定する「材質」については、第9条の 規定にかかわらず、フロント(前枠)及 びテンプル(つる)の主たる部分に使用 されている材質を次の区分に従って表

5

公正競争規約	公正競争規約施行規則
ウ 金メッキ等の加工品にあつては、 金メッキ、金張り、金無垢等の種類 及びカラット数等  エ 玉型幅 オ レンズ間距離 カ 寸法表示略号(□) キ テンプル長さ  ク 製造業者の氏名、名称又は略号 2 原産国を誤認されるおそれのある眼	示するものとする。 (1) チタン(チタン合金及びチタン加 工品等を含む。)にあつては、別に細 則で定める名称を示す文言を用いて 本体に刻印又は印刷すること。 (2) チタン以外のものにあつては、別 に細則で定める表示方法 <b>第12条</b> 規約第4条第1項第2号ウに規 定する事項のうち、金メッキ、金張り、 金無垢の種類については、次に定め るところにより表示するものとし、そ 他の加工品については、別に細則で 定めるところにより表示するものとし (1) 金メッキについては、「GP」 (2) 金張りについては、「1/20 2KGF」、 「1/10 18KGF」等 (3) 金無垢については、「K14」又は「585 /1000」、「K18」又は「750/1000」等 <b>第13条</b> 規約第4条第1項第2号エ、オ、 カ及びキに規定する事項の表示は、フ ロント又はテンプルに次の例によりミ リメートル単位で表示するものとし る。ただし、この方法によることが困 難な場合は、別に細則で定める方法 によることができるものとする。 (1) 54□14/135 (1箇所)にまとめて 表示する場合) (2) 54□14 135 (1箇所)で少しはな れて表示する場合) (3) 54□14 (2箇所)に分けて表 示する場合) <b>第14条</b> 規約第4条第2項及び第7条第

6

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(業務用カタログの必要表示事項)</p> <p><b>第5条</b> 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 業務用カタログを作成した事業者</p>	<p>3号に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。</p> <p>2 眼鏡用フレームにあつては、次の基準により原産国を表示する。</p> <p>(1) 眼鏡用フレームにおいて実質的な変更をもたらす行為とは、フロント及びテンプレの製造をいう。製造の定義については、別に細則で定める。</p> <p>(2) フロントとテンプレの製造がそれぞれ異なる国で行われた場合は二国表示とする。表示方法については、別に細則で定める。</p> <p>(3) 前二号の規定によって原産国を表示する眼鏡用フレームに、メッキ、カラーリング、模様印刷等の表面処理、石付けを行う場合については、例えば「表面処理〇〇国」等と表示することができる。</p> <p>3 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する原産国名は、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」、又は「〇〇製」、「Made in〇〇」等(「〇〇」は国名又は地名)と表示するものとする。地名とは「台湾」をいう。</p> <p><b>第15条</b> 規約第5条に規定する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの業務用カタログの必要表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で表示しなければならない。</p>

7

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 品別</p> <p>(3) 製造業者の氏名等</p> <p>ア 眼鏡用レンズにあつては、前条第1項第1号及び第2項に規定する事項</p> <p>イ 眼鏡用フレームにあつては、前条第1項第2号及び第2項に規定する事項</p> <p>(4) 業務用カタログの内容についての照会先</p> <p>(5) 業務用カタログの作成時期</p> <p>(店頭等における必要表示事項)</p> <p><b>第6条</b> 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。ただし、当該表示が第4条に基づ</p>	<p><b>第16条</b> 規約第5条第2号に規定する「品別」とは、眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームの別をいう。</p> <p><b>第17条</b> 規約第5条第4号に規定する「照会先」には、照会先の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載するものとする。</p> <p><b>第18条</b> 規約第5条第5号に規定する「業務用カタログの作成時期」は、次の例により表示するものとする。ただし、業務用カタログに価格表を添付するものにあつては、当該価格表に作成時期を明示することによって、これに代えることができる。</p> <p>「平成〇〇年〇月作成」 「平成〇〇年〇月現在」</p> <p><b>第19条</b> 規約第6条に規定する施行規則で定めるところによる表示は、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームごとにラベルの貼付等による表示とする。ただし、当該商品ごとに表示することが困難である場合には、当該商品が陳列してある直近の場所に表示板を設定し</p>

8

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>き陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。</p> <p>(1) 製造業者の氏名等</p> <p>ア 眼鏡用レンズにあつては、第4条第1項第1号及び第2項に規定する事項</p> <p>イ 眼鏡用フレームにあつては、第4条第1項第2号及び第2項に規定する事項</p> <p>(2) 販売価格</p> <p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p><b>第7条</b> 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第3号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>(2) 品名等</p>	<p>て表示するなど、当該表示が当該商品のものであることがわかるような表示とする。</p> <p><b>第20条</b> 規約第6条第2号及び第7条に規定する「販売価格」には、加工料等が含まれるものとする。また、加工料等が別建てになっている場合には、本体価格に加工料等を併記するものとする。</p> <p><b>第21条</b> 規約第7条第2号に規定する「品名」とは、製造業者の氏名又は名称及びモデル名(品番)をいい、次の例により表示するものとする。ただし、製造業者の氏名又は名称が商標として用いられている眼鏡類にあつては、製造業者の氏名又は名称を省略することができる。</p> <p>「ニコン ポインテールコート 65φ」 「ホヤ G07040」</p>

9

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ア 眼鏡用レンズにあつては、</p> <p>ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))</p> <p>イ) 材質</p> <p>ウ) コーティングの種類</p> <p>エ) カラー等の種類</p> <p>イ 眼鏡用フレームにあつては、</p> <p>ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))</p> <p>イ) 材質</p> <p>ウ) 金メッキ等の加工品にあつては、金メッキ、金張り、金無垢等の種類及びカット数等</p> <p>(3) 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームにあつては、原産国名</p> <p>(二重価格表示等)</p> <p><b>第8条</b> 販売業者は、眼鏡類を一般消費者に販売するに当たり、自己の販売価格(以下「自店販売価格」という。)に当該販売価格よりも高い他の価格(以下「比較対照価格」という。)を併記して表示する場合(比較対照価格と自店販売価格の差を割引率又は割引額で表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。)には、次に掲げる表示をしてはならない。</p>	<p>「セイコー セルジィオタッキーニ ST127」</p> <p><b>第22条</b> 規約第7条第2号アに規定するイ)、ウ)及びエ)の表示は、次の方法により表示するものとする。</p> <p>(1) 材質……レンズの材質の種類に応じ、例えば「ガラス」又は「プラスチック」</p> <p>(2) コーティングの種類……「単層膜コート」又は「多層膜コート」</p> <p>(3) カラーの種類……「ブラウン」、「グレー」、「ブルー」、「ピンク」等</p> <p><b>第23条</b> 規約第7条第2号イに規定するイ)、ウ)の表示に当たっては、第11条及び第12条の規定を準用する。</p> <p><b>第24条</b> 規約第8条各号に規定する用語は次によるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該眼鏡類を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「自店平常価格」(「当店通常価格」、「当店旧価格」等を含む。)とは、当該店舗における同一商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に</p>

10

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) 比較対照価格として施行規則で定めるところの、自店平常価格、希望小売価格、参考小売価格又は市価とはいえない価格を、比較対照価格に用いること。</p> <p>(2) 実在する自店平常価格、希望小売価格、参考小売価格又は市価よりも高い価格を比較対照価格に用いること。</p> <p>(3) 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格や割引率又は割引額の内容等について実際と異なる表示又はあいまいな表示を行うこと。</p> <p>(4) 割引率又は割引額の適用対象となる商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を明示しないで、販売業者の取り扱い全商品又は特定の商品群を対象とした一括的な割引率又は割引額を強調した表示を行うこと。</p>	<p>わたくし実際に販売されていた価格をいう。</p> <p>(3) 「希望小売価格」(「メーカー希望小売価格」等を含む。)とは、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、製造業者等により設定され、あらかじめ、新聞広告、カタログ、商品本体への印字等により一般消費者に公表されている価格をいい、次に掲げる価格は含まない。</p> <p>ア プライベート・ブランド商品及びオープン価格商品について、販売業者が自ら設定した価格</p> <p>イ 製造業者等が自ら小売販売している商品について自ら設定した価格</p> <p>ウ 特定の販売業者が自ら販売している商品について、製造業者等が当該販売業者の意向を受けて設定した価格</p> <p>エ 製造業者等が当該商品を取り扱う販売業者の一部のみ明示した価格</p> <p>(4) 「参考小売価格」(「メーカー参考小売価格」、「参考上代」等を含む。)とは、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、製造業者等により設定され、当該商品を取り扱う販売業者に販売業者向けのカタログ等の文書により広く呈示されている価格をいい、前号アからエに掲げる価格は含まない。</p>

11

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 製造業者は、眼鏡が個人の注文に基づき販売業者により調整されるものであるため、眼鏡を構成する眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームの希望小売価格の設定にはなじまない面もあることに配慮し、希望小売価格を設定し、同価格表を販売業者に配布することについては、特に慎重でなければならない。</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第9条 事業者は、眼鏡類の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万</p>	<p>(5) 「市価」(「一般販売価格」、「市場価格」等を含む。)とは、同一商品について、当該販売業者が販売している地域内において競争関係にある販売業者の相当数の者が実際に販売している最近時の価格を正確に調査した事実に基づく価格をいう。</p> <p>第25条 比較対照価格として用いる価格については、自店平常価格等でそれ自体は根拠のある価格であっても、比較対照価格についてあいまいな表示を行う場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあるので、比較対照価格がどのような内容の価格であるかを正確に表示する必要がある。</p> <p>第26条 規約第9条第1号に規定する「完全を意味する用語」は、計測可能な条件を100パーセント満足させる場</p>

12

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>全」、「オールマイティ」等全く欠けるところがない意味の用語は、施行規則で定めるところによる場合以外は使用してはならない。</p> <p>(2) 優位性、最上級等を意味する用語 「日本一」、「当社だけ」、「No. 1」、「他の追随を許さない」、「最大」、「最高級」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第10条 事業者は、眼鏡類に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等と販売価格(希望小売価格及び参考小売価格を含む。)を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した眼鏡類ごとに第7条(チラシ等)における必要表示事項)第2号及び第3号に規定する事項を、その販売価格に対応させて明りように表示すること。</p> <p>(2) 比較表示 自社の既往銘柄との比較表示をする場合は、自社製品である旨及び比較対照する品名を明示すること。</p>	<p>合に、その限りにおいて使用することができる。</p> <p>第11条 事業者は、眼鏡類の販売に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第4条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>第27条 規約第11条第3号に規定する「原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示 イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(2) 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産された</p>

13

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第11条 事業者は、眼鏡類の販売に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第4条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>第27条 規約第11条第3号に規定する「原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示 イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(2) 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産された</p>

14

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 「最高級」、「完ぺき」等の用語を使用することにより、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 客観的かつ具体的な事実に基づかないで、「年中5割引」、「超お買得価格」「超軽量」、「他店に見られない品」等の用語を使用することにより、眼鏡類の取引条件又は内容について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) アフターサービスの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも有利であると一般消費者に誤認され</p>	<p>ものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの</p> <p>ア その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示</p> <p><b>第28条</b> 規約第11条第4号の規定に該当する表示の具体例は、次のとおりである。</p> <p>「完ぺきな品揃え。最高の技術」</p> <p>「当店だけができる、どこにも負けない〇〇〇価格です。」</p> <p>「こんな安さ、今までに見たことがなかった。」</p> <p>「最高級ブランド勢揃い」</p>

15

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>るおそれがある表示</p> <p>(7) 表示された取引条件が、実際には一部の眼鏡類にのみ限定されているにもかかわらず、全商品に適用されると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 眼鏡類にかかる加工料等について、それが別建て料金である場合においてその旨を表示しないことにより、表示された販売価格では実際に当該眼鏡類が購入できないにもかかわらず、購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(9) 表示された販売価格に含まれていない付属品、アフターサービス等について、あたかもそれらが当該価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(10) 他の事業者についての事業の内容、信用度及び眼鏡類の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、眼鏡類の取引について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p><b>第29条</b> 規約第11条第1号に規定する「表示」には、眼鏡類の販売に当たって実際には下取り商品の有無にかかわらず適用される条件であるにもかかわらず、下取りセール等当該条件を表示することにより、取引条件について一般消費者に誤認されるおそれのある表示が含まれる。</p>

16

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(おとり広告に関する表示の禁止)</p> <p><b>第12条</b> 販売業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 実際には取引することができず、又は取引の対象となり得ない眼鏡類について、これを購入することができるかと一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 実際には取引する意思がない眼鏡類について、これを購入することができるかと一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されている眼鏡類について、その限定の内容が明らかに記載されていない表示</p> <p>(眼鏡公正取引協議会)</p> <p><b>第13条</b> この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	<p><b>第30条</b> 規約第12条第1号に規定する「実際には取引することができず」とは、チラシ等に表示した商品が実在しない場合、チラシ等に表示した商品について、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに14日以上期間を必要とするため、通常、顧客が取引に応じないことが明らかの場合等をいう。</p> <p><b>第31条</b> 規約第12条第2号に規定する「実際には取引する意思がない」とは、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに顧客に対し見せない場合、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘する等して当該商品の取引に応じない場合等をいう。</p>

17

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p><b>第14条</b> 公正取引協議会は、次の事業を行う</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 事業者に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p><b>第15条</b> 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思考するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができ</p>	

18

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>る。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p><b>(違反に対する措置)</b></p> <p>第16条 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引</p>	

19

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>委員会に報告するものとする。</p> <p><b>(違反に対する決定)</b></p> <p>第17条 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p><b>(規則の制定)</b></p> <p>第18条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>	<p>第32条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>

20

## 眼鏡類の表示に関する細則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この施行規則の変更は、公正競争規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によるることができるものとする。</p>

21

- 1 (1) 施行規則第11条第1号に規定するチタンにあつては、チタンの種別、使用部分にしたがつて、それぞれ次に掲げる名称を示す文言又は略号を用いて、眼鏡用フレームの本体に刻印又は印刷するものとする。
- 純チタンをフロント及びテンブルに使用するもの Titan-P又はTi-P  
純チタンをフロントに使用するもの Front-Titan-P又はF-Ti-P  
純チタンをテンブルに使用するもの Temple-Titan-P又はT-Ti-P  
クラットチタンをフロント及びテンブルに使用するもの Titan-C又はTi-C  
クラットチタンをフロントに使用するもの Front-Titan-C又はF-Ti-C  
クラットチタンをテンブルに使用するもの Temple-Titan-C又はT-Ti-C
- (2) (1)の「純チタン」とは、眼鏡用フレームの主要部分の材質が90%以上チタンであるものをいい、「クラットチタン」とは、眼鏡用フレームの主要部分の芯材が、純チタンで周囲を他の金属で被覆したものをいう。
- (3) 施行規則第11条第2号に規定するチタン以外のものにあつては、その材質が次に掲げる材質の名称を示す文言に必ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる材質の名称を示す文言を用いて、業務用カタログ又はこれに代わる書類に表示するものとする。
- イ. プラスチック  
ロ. 合金
- 新素材については、その表示に関し毎年一回検討を行うものとする。
- 2 施行規則第14条第2項に規定する原産国の表示は、眼鏡用フレームにあつては、本体に刻印、印刷又はラベル若しくはタグ等を添付することにより行うものとする。
- 3 施行規則第14条第2項第1号に規定する製造の定義については、次のとおりとする。
- (1) メタルフレームにあつては、フロントについては、フロントを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。また、テンブルについては、テンブルを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。

22

原産国表示に関する公正競争規約一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

- (2) プラスチックフレームにあっては、フロントについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工、丁番等の埋め込み加工すること。また、テンプルについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工を経て形作り、丁番や芯材等の埋め込み加工すること。
- 4 施行規則第14条第2項第2号に規定する二国表示は、「F:○○」、「T:○○」(Fはフロント、Tはテンプルの略)と表示することができる。
- 5 広告等に協議会会員である旨を表示しようとする場合は、協議会に印刷見本等を提出し、承認を求めるものとする。協議会は協議会会員としての義務の履行状態を見て承認の可否を決定する。

附 則

- 1 この細則の変更は、公正競争規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。

新	旧
<p>(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示)</p> <p>第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 眼鏡用レンズ ア 材質 イ コーティングの種類 ウ カラー等の種類 エ 頂点屈折力(球面屈折力、円柱屈折力)及びプリズム屈折力 オ 外径 カ 製造業者の氏名又は名称及び住所 キ 製造番号又は製造記号</p> <p>(2) 眼鏡用フレーム ア 商標又はモデル名(品番) イ 材質 ウ 金メッキ等の加工品にあっては、金メッキ、金張り、金無垢等の種類及びカラット数等 エ 玉型幅 オ レンズ間距離 カ 寸法表示法略号(□) キ テンプル長さ ク 製造業者の氏名、名称又は略号</p> <p>2 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(チラシ等における必要表示事項) 第7条 (3) 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームにあっては、原産国名</p>	<p>(眼鏡用レンズ及び眼鏡用控の本体等の表示)</p> <p>第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用控の本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 眼鏡用控 ア〜ク (同左)</p> <p>2 輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品については、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(チラシ等における必要表示事項) 第7条 (3) 輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品にあっては、原産国名</p>

原産国表示に関する施行規則一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>第14条 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。</p> <p>2 眼鏡用フレームにあっては、次の基準により原産国を表示する。</p> <p>(1) 眼鏡用フレームにおいて実質的な変更をもたらす行為とは、フロント及びテンプルの製造をいう。製造の定義については、別に細則で定める。</p> <p>(2) フロントとテンプルの製造がそれぞれ異なる国で行われた場合は二国表示とする。表示方法については、別に細則で定める。</p> <p>(3) 前二号の規定によって原産国を表示する眼鏡用フレームに、メッキ、カラーリング、模様等の印刷等の表面処理、石付けを行う場合については、例えば「表面処理○○国」等と表示することができる。</p> <p>3 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する原産国名は、「原産国○○」、「原産地○○」、又は「○○製」、「Made in○○」等(「○○」は国名又は地名)と表示するものとする。地名とは「台湾」をいう。</p>	<p>第14条 規約第4条第2項に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。 (新設)</p> <p>2 規約第4条第2項に規定する原産国の表示は次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 輸入品については、「原産国○○」、「原産地○○」又は、「○○製」等(「○○」は国名又は地名)</p> <p>(2) 輸入品と誤認されるおそれのある国産品については、「国産」、「日本製」、「Made in Japan」、「Frame Japan」、「○○株式会社製造」、「製造者○○株式会社」等</p>

原産国表示に関する細則一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>2 施行規則第14条第2項に規定する原産国の表示は、眼鏡用フレームにあっては、本体に刻印、印刷又はラベル若しくはタグ等を添付することにより行うものとする。</p> <p>3 施行規則第14条第2項第1号に規定する製造の定義については、次のとおりとする。</p> <p>(1) メタルフレームにあっては、フロントについては、フロントを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。また、テンプルについては、テンプルを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。</p> <p>(2) プラスチックフレームにあっては、フロントについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工、丁番等の埋め込み加工すること。また、テンプルについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工を経て形作り、丁番や芯材等の埋め込み加工すること。</p> <p>4 施行規則第14条第2項第2号に規定する二国表示は、「F:○○」、「T:○○」(Fはフロント、Tはテンプルの略)と表示することができる。</p>	<p>2 施行規則第14条第2項に規定する原産国の表示は、眼鏡用控にあっては、本体に刻印又は印刷することにより表示するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>